

総務部長 決裁		役務等支出負担行為要求書								調達要求 番号	訓演雑 2	科	項	防衛力基盤強化推進費		
													目	教育訓練費		
													目	教育訓練演習費(教訓・雑役)		
要 求 欄										年 月 日			調 達 欄			
会 計 課					関係課 (室)	要 求 元				室 長	補 佐	係 長	係			
課 長	室 長	補 佐	係 長	係		課 長 等	補 佐	供 用 官	係							
行 為 名 称		算 出 内 訳			時 期、 場 所、 人 員、 そ の 他					契 約 方 式	一 般 指 隨	根 拠 法 令	会 計 法 第 29 の 3 第 項 予 決 令 第 条 第 項 第			
国外人員輸送 外		一式			仕様書のとおり								選 定 業 者	契 約 条 件		
										予 定 価 格	総 額		算 出 の 基 礎			
総 額										調 達 説 明 日 時	年 月 日 時 分					
備 考									入 札 日 時	年 月 日 時 分						
	課 室 名	訓練課器材係			要 求 者 氏 名	山本 一人		電 話 番 号		2958						

仕 様 書

		調達要求番号	訓演雑 2
品 名	数 量	備 考	
国外人員輸送 外	一 式		

1 適用範囲

本仕様書は、防衛大学校が参加するサンドハースト競技会において使用する
人員輸送、宿舎借上について適用する。

2 応募資格

- (1) IATA公認旅行代理店の認定を有する事
- (2) プライバシーマーク又は ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム適合
評価制度)のいずれかの認証を有する者

3 役務の条件

- (1) 国外人員輸送（令和8年4月25日・令和8年5月3日・令和8年5月6
日）17名（学生13名、職員4名）
- (2) 宿舎借上 （令和8年4月24日）（令和8年5月3日～令和8年5月6
日）2名部屋（9室基準とする）
- (3) レンタカー×2台（11人乗り及び7人乗り各1台ずつを基準とする。）

4 各項目

(1) 国外人員輸送

	経 路	時 期	人 員	備 考
往 路	空路（乗り継ぎなし） 羽田（成田）空港→JFK （ニューアーク）空港	令和8年 4月24日 日本時間	17名	JFK 空港に現地時間 令和8年4月24日1830ま でに到着する便とする。
	陸路 JFK（ニューアーク）空港 →陸軍士官学校近郊（ウエ ストポイント）	令和8年 4月24日 現地時間		人員及び荷物（スーツケース×17、 衣囊×17、背囊×17）を輸送 （概ねマイクロバス1台分）
復 路	陸路 陸軍士官学校近郊（ウエスト ポイント）→JFK（ニューア ーク）空港近傍	令和8年 5月3日 現地時間	17名	人員及び荷物（スーツケース×17、 衣囊×17、背囊×17）を輸送 （概ねマイクロバス1台分）

	空路（乗り継ぎなし） JFK(ニューアーク)空港 →羽田（成田）空港	令和8年 5月6日 現地時間		羽田空港に日本時間 令和8年5月7日1500まで に到着する便とする。
備考	上記以外の時間の便は利用不可とする。 運賃種別（空路）エコノミークラス（17名）とする。			

(2) 宿舎借上(令和8年4月24日（現地時間）)

ア 令和8年4月24日（現地時間）

(ア) ウエストポイント（セイヤー・ロード入り口）から車両移動での所要時間が20～30分以内の宿泊可能な場所（ニューバーグを基準とする。）

(イ) 職員・学生（17名（女子3名を含む。））が同一の宿舎に宿泊可能な場所

イ 令和8年5月3日～令和8年5月6日（現地時間）

(ア) JFK空港（ニューアーク空港）近傍で宿泊可能な場所

(イ) 宿泊施設から空港まで送迎を実施している宿泊施設を基準とする。

(ウ) 職員・学生（17名女子3名を含む。）が同一宿舎に宿泊可能な場所

(3) レンタカー

ア JFK空港着陸ターミナル（ニューアーク空港を使用した場合はニューアーク空港着陸ターミナル）で借用・返納を基準とする。

イ 上記困難な場合、公共交通機関を使用し10分～20分圏内での借用・返納できることを基準とする。

ウ 借用

令和8年4月24日1000頃（現地時間）

エ 返納

令和8年5月3日1700頃（現地時間）

5 輸送に関する要求

別紙「輸送に伴う要求」による。

6 検査

検査はこの仕様書により確認実施する。

7 その他

(1) 官側の要求に基づき、輸送関連情報を適切に提供すること及び契約締結後速やかに、本役務に関する計画を提供するものとする。

(2) 受諾手荷物手数料は、1名につき2個（各23kg以下）として、本役務の費用に含むものとする。

(3) 仕様書及び関係図書並びに作業内容を本役務の作業以外の目的で第三者に漏

えいしないこと。また、作業で知り得た内容も同様とする。

- (4) 官側の都合により急遽変更（金額の変動を含む。）が生じた場合、官側と契約相手方双方で協議するものとする。
- (5) 天災地変、その他不可抗力によるもので本役務の履行が困難な場合においては、官側と契約相手側で本役務に係る契約解除等について協議するものとする。
- (6) 本仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに契約担当官等と協議するものとする。

輸 送 に 伴 う 要 求

- 1 学生及び引率職員が移動するための安全かつ確実な航空路線便の確保
 - (1) 日本と米国の間、全員が同一機に搭乗すること
 - (2) 利用予定便欠航時等の代替便を確保すること
 - (3) 行動予定の変更が発生した場合は、速やかに契約担当官等と協議すること

- 2 事故・事案発生時における即時支援
米国内においてパスポート盗難、その他の事故発生時の所要の支援を行うこと

- 3 出国準備段階における支援
 - (1) 搭乗者全員分の日本及び米国出入国の際に必要な書類作成を代行すること
 - (2) 事前説明の実施若しくは説明資料の提供すること。その際に、日本及び米国内における担当者・連絡先を明記した書類を確実に搭乗者に配布すること